

民 法

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に2箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 77 000 5555 99 22

「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（120点）

＜事実1＞

Aは、Aの所有する甲建物を居住目的でBに対し賃貸し、Bは、甲建物の引渡しを受けて使用を開始した。その後、Bは、インターネット上で甲建物の賃借人となる者を募集し、応募してきたCに対し甲建物を賃貸した。この賃貸に基づきCがBに対し支払う賃料の額は、BがAに対し支払う賃料の額の2倍である。Cは、甲建物の引渡しを受けて使用を開始した。

〔設問1〕（50点）

＜事実1＞を前提として、次の各問に解答しなさい。

- （1）BがCに対しB・C間の賃貸借契約に基づき賃料の支払を求めたところ、Cは、「この賃貸借はAの承諾がない」として、これを拒絶した。Cの主張は、認められるか。
- （2）Aは、「B・C間の賃貸借はAの承諾がない」として、甲建物の所有権に基づき、Cに対し甲建物の明渡しを請求することができるか。

＜事実2＞

Aは、その後、B・Cのした賃貸借を承諾した。Bは、やがて2年分の賃料が未払となるに至っている。AがBに対し1年にわたり未払賃料の支払を催告し続けたものの、Bは、これに応じず、かえって「これ以上は甲建物を使用する必要がなくなった」と告げた。そこで、A・Bは、甲建物に係る賃貸借を解除する合意をした。

〔設問2〕（30点）

Aは、甲建物の所有権に基づいて、Cに対し甲建物の明渡しを請求することができるか。＜事実1＞および＜事実2＞を前提として解答しなさい。

＜事実3＞

Aは、甲建物をDに売却したが、売買によるAからDへの所有権の移転の登記はされていない。Cは、甲建物の外観および内装の工事を施し、カラオケ店を開業した。この工事により甲建物はもはや原形を留めておらず、原状の回復が困難な状態である。

〔設問3〕（40点）

Dは、Bに対し、Dが甲建物の賃借人であるとして賃貸借契約を解除し、Cに対し甲建物の明渡しを請求することができるか。＜事実1＞、＜事実2＞および＜事実3＞を前提として、解答しなさい。

〔以下余白〕

刑 法

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に2箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 77 000 5555 99 22

「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（100点）

以下の【事実】が認められたものとして、〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. 甲は、乙から、「会社の同僚のAは独り身で万一に備えて現金10万円をタンス預金している。」という話を聞いた。甲が「その10万円を盗み出したいので、もっと情報があれば教えてほしい。」と乙に頼んだところ、乙が「分け前をはずんでくれるなら、Aが出張する日を調べて教えてやる。」と言ったので、甲は10万円が手に入れば折半すると乙に約束した。
翌日、出社した乙は、Aが他の同僚と雑談している際に、明日から1泊の予定で出張すると話すのを聞いたので、甲にその旨を連絡した。
次の日、甲が、自宅で侵入用の工具等を準備していた際に、友人の丙が訪ねて来て、「今晚一緒に飲みに行こう。」と甲を誘った。甲が丙の誘いを断ると、丙は、甲の挙動を不審に思いつつ帰って行った。
2. 深夜、甲はA宅に侵入し、居間に入ると机の上に財布が置いてあるのを見つけた。財布の中を見ると現金1万円とキャッシュカードが入っていたので、甲は財布も貰おうと思い、上着のポケットに突っ込んだ。それから、甲は狙っていたタンスに近づこうとしたが、その時背後に気配を感じたので振り向くと、Aが立っていた。Aは、出張が急遽取り止めとなり、在宅していた。
3. 甲はAの在宅に驚きつつも、Aを脅してキャッシュカードの暗証番号を聞き出そうと考え、机上にあったハサミを取り上げて、Aの喉元に突き付けながら、「キャッシュカードの暗証番号を言え。」と命じたところ、反抗を抑圧されたAは甲にキャッシュカードの暗証番号を教えた。
4. さらに続けて、甲はタンスの中から現金を出すようAに命じたが、手にしたハサミがAの頸動脈を傷つけ、Aに致命傷を負わせてしまった。Aは大量に出血し、その場に倒れて動かなくなった。甲が意図していなかったAの出血に驚いていると、丙が現れた。甲の挙動を不審に思った丙は、密かに甲を追跡し、甲がA宅に侵入しAを脅して現金を奪おうとする行為を目撃していた。
5. 丙は、驚く甲に「俺が手伝ってやる。」と声を掛け、甲が頷いたので、タンスの中から現金10万円を取り出した。その後、甲と丙はその現金を持ってA宅から逃走し、Aは前記ハサミによる頸動脈の損傷が原因で死亡した。

〔設問〕

甲、乙、丙の罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く。)

〔以下余白〕

憲 法

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に2箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数字見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 7 7 000 5 5 5 5 9 9 2 2

「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（80点）

次の二つの事件を読んで、下記の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

【第1事件】

Xは、新空港建設反対を目的とする集会を開催するため、A市の設営する市民会館の使用を申請した。Xの所属する団体には過去に敵対する団体甲との間で暴力事件を起こした経緯があった。Xに市民会館を使用させると甲の介入によって付近一帯が混乱に陥るおそれがあることから、A市総務部長は、同会館の使用に関する市の条例に定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」にあたるとして、不許可とした。そこでXは損害賠償を求めてA市を訴えた。

【第2事件】

Yは、自らの加入する労働組合の幹部が何者かに殺害され、その合同葬儀を開催するため、B市の設営する福祉会館の使用を申請した。この殺人事件は内部抗争によるものとの新聞報道がなされていた。福祉会館の館長は、Yに同会館を使用させると会館内に混乱が生ずるおそれがあると危惧し、会館の使用に関する市の条例に定める「会館の管理上支障があると認められるとき」にあたるとして、不許可とした。そこでYは損害賠償を求めてB市を訴えた。

〔設問1〕

【第1事件】と【第2事件】において、X、Yが行う共通の憲法上の主張はどのようなものだと考えられるか、答えなさい。

〔設問2〕

【第1事件】と【第2事件】のそれぞれについて、判例をふまえると、裁判所はどのような憲法判断を行い、どのような結論に至ると考えられるか。その当否に関する私見についても、併せて答えなさい。

【参考資料】

地方自治法

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

〔以下余白〕

